

介護職員等による喀痰吸引等の実施について

平成 24 年 4 月の「社会福祉士及び介護福祉士法」の改正により、一定の研修を受けた介護職員等においては、医療や看護との連携による安全確保が図られていること等、一定の条件の下で「たんの吸引等」の行為が実施できるようになっております。

喀痰吸引等を行うためには、事業所として都道府県知事の登録及び認定書の交付が必要になります。登録を受けずに喀痰吸引等を実施して加算を受け取っている場合、実地指導等により加算の返還を求めることもございますので、十分に注意してください。

千葉市内各事業所におきましては、喀痰吸引等の医療行為を行う際の条件などについて、改めてご確認いただき、法令を順守した事業の運営をお願いいたします。

(1) 介護職員等が行うことができる喀痰吸引等の範囲

社会福祉士及び介護福祉士法第 2 条第 2 項に規定する喀痰吸引等

- 一 口腔内の喀痰吸引
- 二 鼻腔内の喀痰吸引
- 三 気管カニューレ内部の喀痰吸引
- 四 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
- 五 経鼻経管栄養

(2) 介護職員等が喀痰吸引等を行うための条件

下記の条件を全て満たす必要があります。

① 喀痰吸引等研修の受講【実際に喀痰吸引を行う介護職員等の研修】

都道府県が登録した研修機関にて一定の研修（第一～三号研修の受講）を終了し、都道府県知事より認定証が発行された者。

② 喀痰吸引等を行うための事業者としての登録

都道府県知事に登録申請を行い、喀痰吸引等を実施する登録を受けた事業所。

※事業所の登録については、事業所ごと及び提供するサービスごとに登録を受ける必要があります。なお、介護保険及び障害福祉サービスの両方で喀痰吸引等を行う場合、介護保険、障害福祉それぞれの登録が必要になります。

千葉県ホームページ <http://www.pref.chiba.lg.jp/kenshidou/kakutan/index.html>

(3) 喀痰吸引等支援体制加算の算定について

【居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・移動支援・日中一時支援】

喀痰吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者〔(2) ②〕の認定特定行為業務従事者〔(2) ①〕が、医療機関との連携より喀痰吸引等を行った場合に一日につき所定単位数を加算する。(単位数：100 単位/日)

ただし、特定事業所加算（Ⅰ）を算定している場合は、算定しない。

(4) 喀痰吸引等実施加算の新設について【令和 6 年 4 月報酬改定】

【生活介護】

医療的ケアが必要な者であって喀痰吸引等が必要なものに対して、喀痰吸引等を実施する者として登録した事業所において、喀痰吸引等の実施のために必要な知識・技能を習得するための研修を修了した職員が喀痰吸引等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。(単位数：30 単位/日)

※ 注 意 ※

介護職員等が喀痰吸引等を行う場合、加算を算定しない、もしくは加算がない事業でも、従業者の研修の受講及び都道府県への事業者の登録が必要です。

(5) 千葉市喀痰吸引等研修支援事業について

千葉市では、千葉市在住の障害者（児）を対象とした、喀痰吸引等研修の第3号研修にかかる経費について、一部を助成する制度を行っております。

詳細につきましては「千葉市喀痰吸引等研修支援事業について」をご確認ください。

☆Check☆

～ 喀痰吸引等研修 第一～三号研修とは ～

不特定多数の者に対する研修

特定の者に対する研修

○第一号研修で可能な喀痰吸引等の医療行為

○第二号研修で可能な喀痰吸引等の医療行為

○第三号研修で可能な喀痰吸引等の医療行為

不特定多数の者に対する下記の行為

口腔内の喀痰吸引
鼻腔内の喀痰吸引
気管カニューレ内部の喀痰吸引
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
経鼻経管栄養

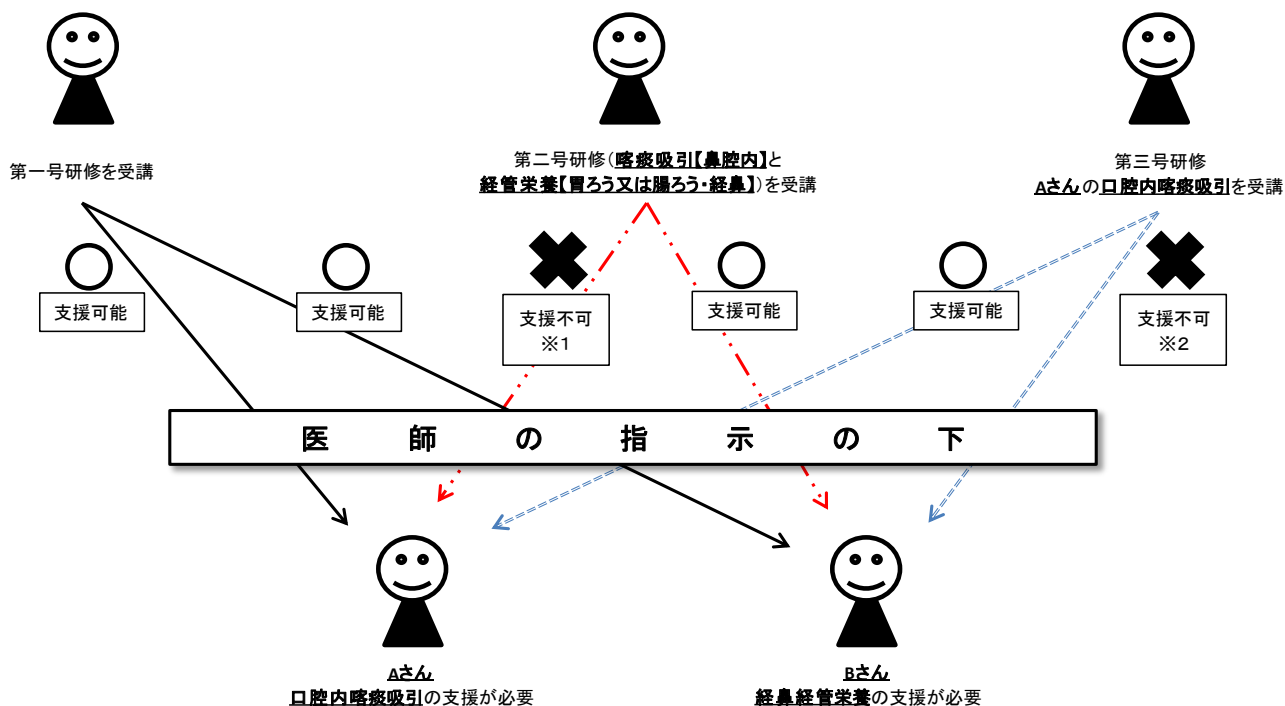
不特定多数の者に対する下記の任意の実地研修を受けた行為

口腔内の喀痰吸引
鼻腔内の喀痰吸引
気管カニューレ内部の喀痰吸引
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
経鼻経管栄養

特定の者に対する必要な行為

例1) Aさんの口腔内喀痰吸引の実地研修を受講
⇒ Aさんの口腔内喀痰吸引が可能

※別の利用者Bさんの口腔内喀痰吸引を行うには、Bさんの口腔内喀痰吸引の研修が必要



※1 口腔内喀痰吸引の実地研修を受講すれば、支援が可能。

※2 Bさんの経鼻経管栄養の実地研修を受講すれば、支援が可能。